

I 令和3年度事業計画

【令和3年度の基本方針】

- (1) 運営上の問題点の整理・把握に努め、公益財団としての運営体制の見直しを図る。

平成23年10月に公益財団法人に移行して今年の秋で満10年を迎える。事業年度としては11年目を迎える。10年前に比較して、予算規模は半分程度となるなど公益財団発足から現在までの間に、援護基金事業を取り巻く環境は大きく変化した。

公益法人制度の枠組みの中で運営を行うが課題が多い。例えば、遊休財産の保有限度額が超過する場合の対応には、今後、特定費用準備資金等の検討が必要となるかもしれない。公益法人制度の適格な理解に基づき対応できるよう職員への指導育成を図り、次の10年に向け改めて運営体制の見直しに努めることとする。

- (2) 堅実な事業の実施

ここ数年新規帰国者の減少や高齢化、さらには帰国者問題の風化等により帰国者支援事業を取り巻く環境は大きく変化してきている。常に2、3年先を見据えながら現下の状況を適格に把握し、需要と供給に見合った堅実な事業を実施していくこととする。

- (3) 財政の均衡に努める

収入面においては、寄付金収入の増加を見込むことは、大変難しくなってきているが、国が実施する中国残留邦人の体験と労苦を伝える「語り部」事業の活用等普及啓発活動を地道に進めながら減少傾向に歯止めをかける努力を続けていくこととする。

また、資産の運用においては、引き続き堅実な運用を図り安定的な収益を目指すこととする。

支出面においては、公益目的事業及び法人業務において、その趣旨から逸脱することなく現状を適格に判断して効果的な支出を行うとともに、国等からの委託費を含め、あらゆる点において無駄削減、合理化の努力を続けることとする。

なお、援護基金の本部事務局は、公益財団移行前から港区虎ノ門に構えていたが、虎ノ門駅南地区の再開発を控えて、令和3年度中の事務所移転を予定している。

【各事業計画の概要】

1. 公1：中国残留日本人孤児の養父母及び中国等に残留する日本人孤児等に対する支援事業

(1) 中国残留日本人孤児の養父母等に対する扶養費の支払事業

扶養費は、前年度に帰国した孤児について日中両政府間で名簿の確認後、中国紅十字会総会に送金することとなる。令和3年度は国が1名の支払いを計上していることから国に合わせて1名分を計上することとする。この事業は対象者がある限り継続して実施することとする。

(2) 中国残留邦人等に対する生活状況調査及び援助事業

ア 訪中座談会（個別訪問型）

主として帰国希望の孤児及び残留婦人等を対象に中国における生活状況等を調査し、中国帰國者等の生活指導上の資料とともに、これらの人々に対して日本社会の現況、帰国受入援護、帰国手続き等について周知を図るために、残留邦人を都市部に集めて集団座談会を開催するもの。（昭和60年～）

残留邦人の高齢化等により平成19年度からこの方式を改め、当方から残留邦人宅に直接赴き話をする個別訪問型に変更してきている。

帰国希望の残留邦人がほぼ永住帰国を果たし、中国在住の残留邦人の数が少なくなるとともに居住地域も分散してきたことにより、これを毎年実施するには不合理な点が目立つようになってきた。平成25年度には相応しい対象者がそろわざ実施できず、平成28年度は対象者不足と財政難により実施を見送った。これを機にこの事業は隔年実施を原則とすることとした。

令和3年度は実施該當年度ではあるが、新型コロナウィルス感染拡大防止の渡航規制の状況に鑑み実施を見送り、令和4年度にむけて実施する予定である。

イ 中国政府関係者訪日協議（事業の一部は厚生労働省の委託事業、公募）

援護基金では、中国残留孤児問題の円滑な進展を図るため、日本人孤児問題等に携わっている中国政府関係者を集団一時帰国の時期にあわせて日本に招致し、永住帰国した中国残留邦人がどのような生活を送り、どのような問題を抱えているのかを理解していただくために、「首都圏中国帰國者支援・交流センター」などを案内し知見を深めていただいている。また、これを機会に中国政府関係者对中国残留邦人の円滑な帰国の促進や訪中座談会実施について協力をお願いしている。

平成30年度から厚生労働省の委託事業での招致人数が縮減されたが、援護基金としては独自に不足分経費を補填した。令和元年度は委託事業の範囲内で中央政府2名のみを招致した。今後は中央政府2名は毎年招致するが、地方政府2

名は隔年招致とし、翌年度訪中座談会を実施する地域の担当者を招致する予定である。令和2年度が実施該当年度ではあったが、新型コロナウィルス感染拡大防止の渡航規制のため実施を見送り、令和3年度に実施する予定である。

(3) 中国に残る中国残留邦人等の集団一時帰国事業（厚生労働省委託事業、公募）

日本に肉親がなく、また、あっても何らかの事情により受け入れられない等の理由で日本への訪問ができない残留邦人を対象に、援護基金が身元引受人となり日本に招待（約2週間）する集団一時帰国事業。

令和3年度も同様に実施する予定である（年2回 概ね22世帯43人（親族等の介護人を含む））。

2. 公2：日本に永住帰国した中国残留邦人等に対する定着・支援事業

(1) 就学援助等（旧公2（1）～公2（5）アの5つを一つにまとめた）

① 養父母お見舞訪中援助

帰国孤児が養父母をお見舞するための訪中を援助する事業（初回・2回目訪中、危篤・葬儀参列訪中）。高齢化等により単独で訪中できない者も少なからずいることから、これらの者には同行する介護人1名の旅費の援助も必要に応じて行うこととする。

令和3年度も同様に実施する予定である。

〔訪中人員〕 帰国孤児3名程度(年間)

〔時期〕 年度中隨時

〔旅程〕 申請者と援護基金が計画した旅程（約2週間程度）

〔援助内容〕 渡航費及び見舞金等を援護基金が援助

②中国残留邦人等に対する就学資金貸与

中国帰国者とその子等（二世・三世）に対し、大学及び専修学校（高等課程は除く）等への就学を援助するため就学資金の貸与（無利子）を行い、これらの者が日本社会において早期に自立し心身共に健全な生活を営むことができるよう手助けするものである。

しかし、申請者が減少傾向にあることから、帰国者二世三世を対象とした実態調査の結果等も踏まえ、対象、条件、内容を含め、今後の新たな事業のあり方を検討することとする。

令和3年度も同様に実施する予定である。

[就学資金の種類及び貸与額（令和3年度）]

区分	大学	専修学校	鍼灸学校	日本語教育機関
入学資金	入学時 30万円 以内	入学時 50万円以内		—
奨学金	月額 4万円以内	月額 3万円以内	年額 55万円以内	

卒業後の就学資金返還については、平成13年度より報奨金制度を設け早期返還を促しており、返還額は向上している。

滞納者に対しては、しばらく有効な対策がとれなかつたが、平成24～26年度には高額かつ長期の未返済者に対して訴訟を含めた対応に踏み込み、進展が見られたところであり、今後も引き続き返還促進に努めることとする。

また、毎年、一般財団法人岡村育英会から奨学金援助の申し出があり、当援護基金の就学資金貸与者の中から来春又は再来春に卒業予定の専門学校生等を同育英会に推薦してきた。平成29年度からは援護基金に割り振られた枠を全て活用してもらいたい旨の申し入れがあり、在学中複数回の援助や当方の貸与条件に合わない帰国者子弟への援助も可能となった。今後も依頼があれば当方の貸与条件に合わない帰国者子弟の中から適当な者を推薦することとする。本件奨学金は援護基金を通じて各学生に給付する形をとる。

③中国帰国者支援・交流センター等就学教材費援助

中国残留邦人等が日本社会において早期に自立するために国（厚生労働省社会・援護局）が設置した施設である中国帰国者支援・交流センター（全国に7センター）の通学課程受講者及び遠隔学習課程（日本語通信教育）受講者のうち国が支援対象としない者（中国残留孤児及びその配偶者以外の者）に対し援護基金が教材費（援護基金が認めた教材に限る）を援助している。

令和3年度も同様に実施する予定である。

④ホームヘルパー養成及び介護資格取得支援

日本社会での自立、または就業上のキャリアアップを目的として、中国帰国者等の二世、三世、四世及びその配偶者を対象に、介護初任者研修（旧ホームヘルパー1、2級）のみならず更に上級の介護関連資格（介護福祉士など）取得のための養成講座受講料の一部を援助している。（ただし、四世及びその配偶者については日常会話程度の中国語或いはロシア語が話せる者のみを援助対象とする）

本事業は帰国邦人とその家族のキャリアアップ支援を目的とするものではあ

るが、老後支援事業において最大の課題ともなっている中国語可の介護人材不足に対応するものとしての役割も大きい。

中国語可の介護人材育成という観点から見ると、地域毎の帰国者一世の数と介護資格取得支援対象者の数との不均衡が甚だしくなっていたため、平成 27 年度よりブロック別定数制（上限人数制）を探っていた。

しかし、ブロック別定数配分の少ない自治体より配分の増枠を強く求められていることもあり、令和元年度からは一部突出する地域の対象者数の制限を残しつつ、ブロック別定数制を原則撤廃して全体の援助数を増やしている。

令和 3 年度も同様に実施する予定である。

⑤中国残留邦人等支援団体が実施する事業に対する日本語教育の助成

帰国邦人とその家族を対象に、日本語教育の向上を図るための援助活動等を行っている団体等に対してその活動を助成してきた。本事業は、団体助成委員会において、助成する団体と助成内容を審査し、その答申に基づいて助成を行ってきたもの。

平成 26 年度以降、国が自治体を通じて行う団体の活動への補助と本事業と重複する部分が大きいことから、また、援護基金の財政難もあり、各団体にはできるだけ国の補助を活用することを促し援護基金の本事業は平成 28 年度までに段階的に規模及び内容を見直してきた。平成 29 年度から新規団体に対する募集は実施しないこととし、前年度に助成した団体のうち一定の実績を上げていると認められる日本語教育を助成対象とした。

援護基金としては、援護基金からの助成が国や自治体からの補助へと転換されるようにと考えてきたが、これはなかなか難しい状況があるため、可能な範囲で独自に地域の帰国者支援団体の活動が維持されるように努めることとする。

令和元年度は助成団体の枠、日本語教室に対する助成額を増やしたうえで公募方式に戻した。日本語教室の活動内容については高齢者向けの日本語サロンも対象とし、助成金の使途についても一定の条件の下各団体の裁量により柔軟に使用できるようにした。

令和 2 年度はコロナ禍等の影響で財政が逼迫し、当初予定していた助成額を大幅に圧縮しての助成を余儀なくされた。

令和 3 年度も引き続き財政が逼迫していることから、新規募集を休止し、できる限り助成に対応し続けるため、継続団体のみに助成枠を縮小し一件当たりの助成額を減額する予定である。

なお、この事業の支援対象は、団体助成委員会の承認を経て援助を行う方式とする。

（2）中国残留邦人等支援団体が実施する事業に対する生活相談等の助成

帰国邦人とその家族を対象に、生活相談、福祉の向上を図るための援助活動等を行っている団体等に対してその活動を助成してきた。本事業は、団体助成委員会において、助成する団体と助成内容を審査し、その答申に基づいて助成を行ってきたもの。

平成 26 年度以降、国が自治体を通じて行う団体の活動への補助と本事業と重複する部分が大きいことから、また、援護基金の財政難もあり、各団体にはできるだけ国の補助を活用することを促し援護基金の本事業は平成 28 年度までに段階的に規模及び内容を見直してきた。平成 29 年度から新規団体に対する募集は実施しないこととし、前年度に助成した団体のうち一定の実績を上げていると認められる相談事業、帰国者のための墓地管理を助成対象とした。

令和 2 年度はコロナ禍等の影響で財政が逼迫し、当初予定していた助成額を大幅に圧縮しての助成を余儀なくされた。

令和 3 年度も引き続き財政が逼迫していることから、新規募集を休止し、できる限り助成に対応し続けるため、継続団体のみに助成枠を縮小し一件当たりの助成額を最大令和 2 年度程度に減額する予定である。

なお、この事業の支援対象は、団体助成委員会の承認を経て援助を行う方式とする。

（3）意思疎通生活相談・援助事業

平成 26 年度からは、一般的な相談事項は首都圏支援・交流センターの相談窓口に回し、援護基金事業に係わる事項について相談に応じている。

無料職業紹介事業（令和 2 年 1 月 1 日付で事業許可の更新済）については、実施に向けて準備検討を続けてきたが、財政上の問題で実施が困難なことから、事業の実施を断念し令和 2 年度をもって事業許可を取り下げるとしている。

（4）中国帰国者の老後支援事業

ア 介護事業基盤整備援助

①事業立ち上げ援助

NPO 法人等が、帰国者やその配偶者に視点をおいた介護事業を始める場合に、一定の条件の下、一定期間を介護事業基盤整備期間として事業資金の一部を援助するものである。

この事業については、援助額が多額になり、なお且つ複数年にわたって援助を続けることになるため、実施において予算上の制約を受けざるを得ない面がある。

令和3年度は財政が逼迫していることから、新規の募集は休止することとする。

②介護団体支援

既に介護保険事業者として事業を行っている法人等が、高齢帰国者及びその配偶者に介護サービスを提供することによって運営に負担が生じている場合に一定の条件の下に支援を行う。

平成26年度からは老後支援事業を拡充する方針の下、支援対象法人をNPO法人に限らず法人格を有する法人に拡大し、財源の許す範囲内で広く支援を行うこととした。

平成31年度からはNPO法人に対する助成額を増やすとともに、一定の条件の下複数の事業所を運営する法人に対し事業所毎の支援を行うこととした。

令和2年度はコロナ禍等の影響で財政が逼迫し、当初予定していた助成額を大幅に圧縮しての助成を余儀なくされた。

令和3年度も引き続き財政が逼迫していることから、新規募集を休止し、できる限り助成に対応し続けるため、継続団体のみに助成枠を縮小し一件当たりの助成額を減額する予定である。

なお、①②の事業ともに、支援対象と援護額について団体助成委員会の承認を経て援助を行う方式とする。

イ 要介護支援モデル事業

本事業は、平成20、21年度に厚生労働省委託の支援モデル調査研究事業として始められたものであるが、平成22年度からは援護基金の自主事業として継続し、同年度には、帰国者を扱う介護事業所の職員や支援通訳等を主な対象としてセミナーを開催したほか、支援モデルのひとつとして「中国語話者による語りかけ支援」の試行を続け効果を検証してきた。

この事業は、支援の技術的なモデルだけでなく、行政の支援策や関係施設、関係者間の連携等も含めた支援実施モデルの調査研究、試行を本来の目的とするものであり、最終的に公的な実施につなげることを目標としてきた。平成29年度において厚生労働省が全国の中国帰国者支援・交流センターに「中国語話者による語りかけ支援」と同様の事業を委託することとなったため、援護基金で実施してきたモデル開発・試行は、公的な実施という形に実を結んだものと考え、終了することとした。

令和元年度には中国帰国者本人・配偶者を対象に健康・介護状況調査を実施し、令和2年度にホームページにこの調査結果を掲載した。

令和3年度はこれまでの介護に関わる支援の実績、調査の結果を踏まえ、今後の事業について検討を行う予定である。

ウ 訪問介護事業所

中国語による訪問介護を必要とする帰国者と中国語を話す二世三世ヘルパーとのマッチングを進めるために、東京都の指定を受け平成27年2月1日に「公益財団法人中国残留孤児援護基金訪問介護ステーション寿星」（東京都中野区、以下「寿星」と言う。）を開設したが、「寿星」の二世三世スタッフやヘルパーが中心となってNPO法人「恩維会」を設立したことから、この新法人に「寿星」の運営を任せることとし、当基金の「訪問介護事業所」は平成30年度から暫時休止している。

新たに事業所を立ち上げるには、財政上の問題で相当困難な見通しであることから、事業の廃止に向けて準備を進めることとする。

（5）中国・サハリン残留日本人国籍取得支援事業

中国及びサハリンに残留した邦人のうち、身元が判明している邦人が戸籍の訂正等の申請を行う場合に、その手続きに必要な弁護士費用等を援助している。

本事業は、令和元度まで日本司法支援センターに委託して実施してきたが、連続して支援実績がなかったことから、同センターから委託事業を解消したい旨の申し出があり、やむを得ず委託事業解消を受託した。

援護基金としては、本事業は身元判明者の国籍取得支援の受け皿としての役割があり、今後も継続することとする。

（6）普及啓発及び広報事業

中国残留邦人にかかわる普及啓発活動と機関紙やホームページ等を介した情報発信を行っている。

令和3年度も引き続き帰国者の問題について機関紙やホームページ等による地道な活動により普及啓発を図ることとする。（機関紙の2回発刊と、ホームページ及びWeb上の資料充実を目標とする。）

（7）中国帰国者支援・交流センター運営事業（厚生労働省の委託事業、公募）

平成27年度末をもって中国帰国者定着促進センター（所沢）が閉所し、平成28年度から旧定促センター機能を統合したセンターとして機能を果たしている。企画課と教務課の2課体制で、定促事業、日本語学習支援事業、生活相談事業、地域支援事業、交流事業、普及啓発事業、情報提供事業、地域生活支援推進事業、自立研修事業、就職援助事業、語り部養成事業、及び介護支援事業を行う。

国からの委託費が減少傾向にあるが、令和3年度も引き続き、きめ細かな運営に努めていくこととする。

(8) 中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（厚生労働省の委託事業、公募）

中国帰国者支援・交流センターにおいて、中国帰国孤児等に対して職業指導及び職業相談等を行う。

令和3年度も同様に実施する予定である。

(9) 中国残留邦人等とその家族のための日本語教材等の開発及び出版事業

年齢層や学習レベルが様々な帰国者等の学習ニーズに応えるために日本語教材等の開発、改訂、出版を進めるとともに、健康・介護関係や中国残留邦人等について社会的関心を高め理解を深めるための出版物の刊行を行っている。

令和3年度も同様に実施する予定である。